



島根県報

平成18年 8月11日 (金)
第 1,802 号

(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則		
島根県花振興センター条例施行規則の一部を改正する規則	(農畜産振興課)	1
告 示		
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障害者福祉課)	2
換地処分	(農村整備課)	3
解除予定保安林	(森林整備課)	3
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の発生	(水産課)	3
水防警報を行う河川の指定の一部改正	(河川課)	3
特別警戒水位の設定の一部改正	(")	3
公 告		
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課)	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
特定調達公告		
新生児用ドクターカーの購入に係る一般競争入札の実施	(医療対策課)	4
公安告示		
警備員指導教育責任者講習の実施(2件)	(警察本部)	6
雑 報		
公益信託しまね女性ファンドの第14期の信託事務及び信託財産の状況	(環境生活総務課)	9

公布された条例等のあらまし

島根県花振興センター条例施行規則の一部を改正する規則(規則第81号)

- 1 規則の概要
 - (1) 利用料金制の導入に伴う規定の整備
 - (2) その他規定の整備
- 2 施行期日

平成19年 4月 1日から施行することとした。

規 則

島根県花振興センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 8月11日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第81号

島根県花振興センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県花振興センター条例施行規則（平成15年島根県規則第107号）の一部を次のように改正する。

第2条から第5条までを削る。

第6条第1項中「第11条第2項」を「第6条第2項」に、「様式第3号」を「別記様式」に改め、同条第2項中「第11条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条を第2条とする。

第7条第1項中「第13条」を「第8条」に、「終了後30日」を「終了後60日」に、「第15条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条第2項中「第13条」を「第8条」に改め、同条を第3条とする。

第8条の見出しを「（年間観覧料）」に改め、同条第1項中「年間使用料」を「年間観覧料」に、「年間使用券」を「年間観覧券」に改め、同条第2項中「年間使用券」を「年間観覧券」に改め、同条を第4条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

（観覧料の減免）

第5条 次の各号のいずれかに掲げる者が公園を利用するとき（条例別表個人の場合の欄に該当する場合に限る。）は、条例第14条の規定により、条例第13条第3項に定める観覧料の額（以下この項において「観覧料の額」という。）から当該各号に定める額を減免することができる。

- (1) 小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者が、学校が編成した教育課程に基づく活動により教職員に引率されて使用するもの 観覧料の額の2割に相当する額
- (2) 前号に掲げる者を引率する教職員 観覧料の額の全額
- (3) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 観覧料の額の半額に相当する額
- (4) 前号に掲げる者の介助者（原則として前号に掲げる者の人数と同じ人数までに限る。） 観覧料の額の全額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める者 知事が別に定める額

第9条及び第10条を削る。

様式第1号及び様式第2号を削る。

様式第3号中「第6条関係」を「第2条関係」に、「第11条第2項」を「第6条第2項」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第823号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成18年8月11日

島根県知事 澄 田 信 義

医師の氏名	診療科目	従 事 す る 医 療 機 関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
福田 弘毅	神経内科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成18年7月27日
後藤 賢治	循環器科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成18年7月27日
竹谷 健	小児科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成18年7月27日
西脇 聖一	整形外科	玉造厚生年金病院	松江市玉湯町湯町1-2	平成18年7月27日
橘 球	外科	総合病院松江生協病院	松江市西津田8-8-8	平成18年7月27日

島根県告示第824号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成18年7月31日付けで県営土地改良事業に係る飯石南（頓原）地区長谷工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成18年 8月11日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第825号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年 8月11日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所
安来市広瀬町西比田2742 - 6
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第826号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成18年 8月11日

島根県知事 澄 田 信 義

島根町加入区（漁業協同組合 J F しまね）

島根県告示第827号

水防警報をする河川の指定（平成17年島根県告示第581号）の一部を次のように改正し、平成18年 8月11日から施行する。

平成18年 8月11日

島根県知事 澄 田 信 義

「第10条の6第1項」を「第16条第1項」に改める。
表神戸川の項を削る。

島根県告示第828号

特別警戒水位の設定（平成17年島根県告示第881号）の一部を次のように改正し、平成18年 8月11日から施行する。

平成18年 8月11日

島根県知事 澄 田 信 義

表神戸川の項を削る。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年8月11日

島根県知事 澄田信義

1 申請のあった年月日

平成18年8月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 しまね住まいづくり研究会

3 代表者の氏名

塩田 洋三

4 主たる事務所の所在地

島根県松江市北堀町157番地6

5 定款に記載された目的

この法人は、様々な分野の専門家の集団として、県民に対して、住まいづくり支援やまちづくりの推進を図り、住宅問題による消費者被害の発生を防止するための活動を行うことにより、優良な住まいを求める住民の権利を守り、安全で快適な住生活の実現に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

松江地区県政情報コーナー（松江合同庁舎2階）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年8月11日

島根県知事 澄田信義

1 開発区域

安来市安来町字八幡429番6

面積 170.00平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市安来町639番4

三澤 孝志

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体

の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成18年 8月11日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

1 入札内容

(1) 調達件名及び数量

新生児用ドクターカー 一台

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成19年 3月26日（月）

(4) 契約場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成17年及び平成18年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札の参加資格等（平成16年島根県告示第878号）に定める参加資格を有する者であること。

(3) 上記(2)の営業種目の車両類について、A等級に格付けされている者であること。

(4) 薬事法に基づいて、医療機器の販売業及び賃貸業の許可を受けている者であること。

3 入札手続

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693 - 8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院事務局総務管理部総務グループ

電話 0853 - 30 - 6422

(2) 入札説明書の交付方法

平成18年 8月11日から平成18年 9月 4日までの間、上記(1)の場所において交付する。

交付時間は、土曜、日曜、祝日を除く午前 9時から午後 5時までとする。

(3) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

(4) 入札書の受領期限

平成18年 9月19日（火）午前11時（郵送による入札にあっては、平成19年 9月18日午後 5時までに到着していること。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年 9月19日（火）午前11時

イ 場所 島根県立中央病院 3階 会議室 1

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の 5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札参加者の提出書類

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札参加者は、開札の日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した物品を納入できると島根県立中央病院長が判断した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: An ambulance

(2) Desired Date of Delivery: March 26, 2007

(3) Place of Delivery: Shimane Prefectural Central Hospital 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken

(4) Deadline for Tender: 11:00 a.m. September 19, 2006 (applications by mail must arrive at the office by 5:00 p.m. on September 18, 2006)

(5) Please tender all information to: Shimane Prefectural Central Hospital 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555 Tel 0853-30-6422

公安委員会告示

島根県公安委員会告示第84号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により告示する。

平成18年8月11日

島根県公安委員会委員長 室崎富恵

1 講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施期日	実施時間	実施場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）	平成18年9月12日（火）から同月21日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）	9：00～17：00	松江市殿町158番地 島根県民会館
	平成18年9月22日（金）	9：00～12：00	松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）	平成18年 9月12日（火）から同月20日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）	9：00～17：00	松江市殿町158番地 島根県民会館
---	--	------------	----------------------

2 講習定員

各20人

3 受講対象者

受講対象者は、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近 5 年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 受講申込手続に関する事項

(1) 受付期間

平成18年 8月21日（月）から同月30日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時までただし、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の警察署

(3) 提出書類

ア 講習規則別記様式第 1 号の警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通（写真（提出の日前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼り付けたもの）

イ 3 の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各 1 通

㊦ 3(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

㊧ 3(2)に該当する者

3(2)に掲げる合格証明書の写し

㊨ 3(3)に該当する者

3(3)に掲げる合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

㊩ 3(4)に該当する者

3(4)に掲げる 1 級の検定に係る合格証の写し

㊪ 3(5)に該当する者

3(5)に掲げる 2 級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 代理人が受講申込書を提出する場合にあっては、申込者本人の委任状

(4) 受講手数料

受講手数料は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、受講手数料は、受講申込書を受理した後は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。

ア 1号警備業務 47,000円

イ 2号警備業務 38,000円

5 講習の委託

講習は、社団法人島根県警備業協会に委託して実施する。

6 その他

(1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

(2) 講習初日の午前8時30分から同8時50分までの間、講習の受付を行う。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852 - 26 - 0110内線3492）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行くこと。

島根県公安委員会告示第85号

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条の規定に基づく、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により告示する。

平成18年8月11日

島根県公安委員会委員長 室崎富恵

1 講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施期日	実施時間	実施場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）	平成18年9月15日（金）	13：00～17：00	松江市殿町158番地 島根県民会館
	同月19日（火）から同月21日（木）まで	9：00～17：00	
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）	平成18年9月15日（金）	13：00～17：00	
	同月19日（火）から同月20日（水）まで	9：00～17：00	

2 講習定員

各40人

3 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者

4 受講申込手続に関する事項

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

受講を希望する者は、島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852 - 26 - 0110内線3492）に事前に申込みを行い、受理番号を取得すること。

なお、1回の通話で申込みことができる人数は1人とし、講習定員に達したときは、締め切るものとする。

イ 事前申込受付期間

平成18年8月21日(月)から同月24日(木)までの午前9時から午後4時まで

(2) 受講申込書の提出

ア 受付期間

平成18年8月28日(月)から同月30日(水)までの午前8時30分から午後5時まで

イ 受付場所

島根県内の警察署

ウ 提出書類

(ア) 講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通(写真(提出の日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼り付けたもの)

(イ) 旧資格者証の写し 1通

(ウ) 代理人が受講申込書を提出する場合には、申込者本人の委任状

(3) 受講手数料

受講手数料は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、受講手数料は、受講申込書を受理した後は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。

ア 1号警備業務 23,000円

イ 2号警備業務 14,000円

5 講習の委託

講習は、社団法人島根県警備業協会に委託して実施する。

6 その他

(1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

(2) 講習初日の午後0時30分から同0時50分までの間、講習の受付を行う。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0852-26-0110内線3492)又は島根県内の最寄りの警察署生活安全(刑事)課(係)に行うこと。

雑

報

公益信託しまね女性ファンド(第14期)信託事務及び信託財産の状況は次のとおりであるので、信託法(大正11年法律第62号)第69条第2項及び知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成3年島根県規則第41号)第6条の規定に基づき公告する。

平成18年8月11日

公益信託しまね女性ファンド受託者

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

1 信託事務の概要

島根県の女性を主たる構成員とする団体により行った、魅力ある地域づくり活動14事業に対して計3,001,000円、男女共同参画社会づくり活動10事業に対して計2,578,000円、次代を担う人づくり活動5事業に対して計390,000円、水と緑豊かな環境づくり活動1事業に対して計57,000円、合計30事業6,026,000円の助成金給付を行った。

2 信託財産の状況(平成18年3月31日現在)

資産合計

金440,671,988円

負債合計

0円

正味信託財産

金440,671,988円